

○環境省告示第七十号

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）第十七条及び行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成十二年政令第四十一号）第十五条第一項の規定に基づき、環境省の保有する行政文書の開示に係る権限又は事務の一部について委任を行うこととしたので、同条第四項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成十八年三月二十四日

環境大臣 小池百合子

一 委任する権限又は事務及び委任を受ける職員の官職

環境大臣の所掌に係る行政機関の保有する情報の公開に関する法律第二章に定める権限又は事務のうち、次の表の上欄に掲げる機関の所掌に係るものについては、同表の下欄に掲げる職員に委任する。

機 関	委任を受ける職員の官職
地方環境事務所	地方環境事務所長

二 委任の効力の発生する日

平成十八年四月一日